



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

Press Release

天満労働基準監督署発表  
令和7年3月19日

天満労働基準監督署  
電話 06-7713-2003

## 労働基準法違反の疑いで書類送検

(1箇月100時間以上等の違法な長時間労働の疑い)

令和7年3月19日、天満労働基準監督署(署長 まつうらようすけ 松浦洋介)は、株式会社大倉ビル おおくらほか1名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1 被疑者

株式会社大倉ビル(以下「被疑会社」という。)ほか1名

本社所在地 東京都新宿区新宿

事業内容 個室でDVDを鑑賞するための店舗の運営

#### 2 違反条文等

労働基準法違反

同法第32条第1項

同法第32条第2項

同法第36条第6項第2号

同法第36条第6項第3号

同法第40条第1項

同法第119条第1号、第3号(罰則)

同法第121条第1項(両罰規定)

#### 3 事件の概要

被疑会社ほか1名は、被疑会社大阪DVD事業部において、労働者1名に対し、①労働基準法第36条に基づく労使協定(以下「36協定」という。)に定めた延長時間の限度を超えて違法な時間外労働を行わせ、②1箇月あたり100時間以上の時間外労働及び休日労働を行わせ、③連続する複数の月を平均して1箇月あたり80時間を超える時間外労働及び休日労働を行わせたものである。

また被疑会社ほか1名は、被疑会社金太郎京橋本店において、労働者1名に対し、有効な36協定の締結・届出なく違法な時間外労働を行わせたものである。

#### 4 参考事項

適用法条文は、別紙のとおり。

**労働基準法**（昭和二二・四・七 法律第四九号）

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十六条

6 使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

二 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間百時間未満であること。

三 対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間八十時間を超えないこと。

第四十条

1 別表第一第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二条から第三十二条の五までの労働時間及び第三十四条の休憩に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条(第七項を除く。)、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

三 第四十条の規定に基づいて発する厚生労働省令に違反した者

第二百一条

1 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした

場合においては、この限りでない。

労働基準法施行規則(昭和二二・八・三〇 厚生省令第二三号)

第二十五条の二

1 使用者は、法別表第一第八号、第十号（映画の製作の事業を除く。）、第十三号及び第十四号に掲げる事業のうち常時十人未満の労働者を使用するものについては、法第三十二条の規定にかかわらず、一週間について四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる。

労働基準法別表

（第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係）

別表第一

八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

一三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

一四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業